

令和3年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー 株式会社 代表取締役 秋本 展秀	令和3年9月9日から 令和3年10月8日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R3.9.9	左記業者は、令和3年6月25日に消費者庁から特定商取引法に基づき電話勧誘販売に関する一部業務停止命令の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	東京都中央区銀座八丁目20番36号 株式会社 ムサン 代表取締役 羽鳥 雅孝	令和3年10月7日から 令和3年11月6日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R3.10.7	左記業者は、令和3年2月1日に契約の相手方である東関東支店の支店長(代理人)が変更されていたにもかかわらず、本市発注の「当日投票システム構築業務委託」他4件の随意契約において、旧支店長名で契約していた事実が判明した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
3	その他不正又は不誠実な行為	千葉県千葉市花見川区檀橋町1551番地1 株式会社 与志建設 代表取締役 大土 隆	令和3年10月7日から 令和3年11月6日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R3.10.7	左記業者は、令和2年3月16日に、千葉市花見川区檀橋町でスレート屋根の修理作業を行うにあたり、踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないのに、その措置を講じていなかったことから、労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和2年11月27日付けで罰金刑に処せられた。また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、千葉県知事から令和3年9月2日付けで、指示処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
4	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号 ニッタン 株式会社 代表取締役社長 沖 昌徳	令和3年10月7日から 令和3年11月6日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R3.10.7	左記業者の使用人は、当該業者が一次下請として施工中である関東地方整備局発注の「警視庁警察学校(19)電気設備改修工事」において、令和3年3月22日に工事で発生した電線等有価材を施設管理者である警視庁に引き渡した後、令和3年6月14日に、既に警視庁に引き渡した電線を保管場所から盗んだとして、窃盗の疑いで令和3年6月23日までに警視庁に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
5	その他不正又は不誠実な行為	東京都中央区日本橋大伝馬町17番4号 株式会社 メリットファイブ 代表取締役 城山 卓	令和3年12月23日から 令和4年3月22日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R3.12.23	左記業者は令和3年11月26日開札の本市環境業務課が発注した「ごみ処理ガイド【外国語版】の作製業務委託」において、予定価格の範囲内で落札したにもかかわらず、仕様の見落としにより委託期間内に業務を終了できないとして、契約締結を辞退した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。

令和3年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	建設業法違反行為	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業 株式会社 代表取締役社長 芳井 敬一	令和4年1月12日から 令和4年2月11日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R4.1.12	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。このことにより、国土交通省近畿地方整備局から令和3年11月17日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
7	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区元赤坂1丁目6番6号 総合警備保障 株式会社 代表取締役 青山 幸恭	令和4年2月24日から 令和4年3月23日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R4.2.24	左記業者の元社員は、千葉県内において令和3年10月28日に、業務で訪れた現金自動預払機(ATM)から、現金を盗んだとして、令和4年1月5日に窃盗の容疑により逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
8	競売入札妨害又は談合	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 パシフィックコンサルタンツ 株式会社 代表取締役社長 重永 智之	令和4年3月2日から 令和4年9月1日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	R4.3.2	左記業者の使用人は、富山県富山市発注の設計業務の入札を巡り令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
9	競売入札妨害又は談合	東京都豊島区高田三丁目37番10号 株式会社ジイケイ設計 代表取締役 須田 武憲	令和4年3月2日から 令和4年9月1日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	R4.3.2	左記業者の使用人は、富山県富山市発注の設計業務の入札を巡り令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
10	競売入札妨害又は談合	神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地 JFEエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 大下 元	令和4年3月30日から 令和4年9月29日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	R4.3.30	左記業者の使用人は、沖縄県竹富町発注の工事の入札を巡り令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。